玉 第百六十 会 回 参 議 院 農 林 水 産 委 員 会 会 議

録

第

十七号

平成十七年六月二日 (木曜日)

提出、衆議院送付) 関する法律の一部を改正する法律案(内閣 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に る法律案 (内閣提出、衆議院送付) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す 本日の会議に付した案件

権利を取得することが可能になるもので、重大 全国どこでも株式会社がリースにより農地の 律案に反対の立場で討論を行います。 業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法 な問題があります。 本法案は、特定法人貸付制度の導入により、 **数17者** 私は、日本共産党を代表して、農

認定農業者イコール担い手として支援が集中 上、中小農家の切捨てにつながる方向を打ち出 業・農村基本計画は、一定の要件を満たした認 されることになります。強大な資金力、組織力 しました。本法案により農業参入する企業等は 定農業者等に担い手として施策を集中し、事実 入を促進するという

ことです。

新たな食料・農 第一に、担い手として一般株式会社の農業参

> 困難をもたらすことになりかねません。 けで、価格政策から除かれた中小の家族経営に 受けて大規模生産を行うことも可能になるわ を持った企業が農業に参入し、かつ国の支援を

耕す者だけが農地の権利を取得する農地法の ップとなるもので容認できません。 失うことになります。農地法廃止に向けたステ これを否定することは権利転用規制の根拠を ることは、農作業常時従事義務を否定し、自ら 産法人以外の法人に農地の権利取得を容認す 定につながることです。本法案によって農業生 耕作者主義は、農地転用を規制する土台であり 原則と真っ向から反するものです。 また、 農地 第二に、農地法の根幹である耕作者主義の否

者のいない広大な農地が残されることになり、 に、収益が上がらず即撤退となった場合、耕作 大企業が農業参入したものの短期間で撤退す 性や地域農業への影響を評価し、弊害なしとす 業への弊害を否定できないということです。こ 新たな自治体負担や農地荒廃の危険性があり ることはできません。この間、特区以外でも、 る事例が相次いでいます。 これらの事例のよう の間、リース特区の短い営農期間で営農の継続 第三に、農外企業の参入による農地、地域農

協定を締結するため弊害を防止できるとして 用されることや水利等の共同管理については、 います。 しかし、 利用権を解除しても、 耕作者 農水省は、産廃投棄など農地が農業以外に利

のいない農地の維持管理の問題が自治体など に重くのし掛かることは避けられず、ひいては 農地荒廃につながりかねません。

以上の点から、リース特区の全国展開は容認

論といたします。 できず、本法案に反対であることを表明し、討